

独立行政法人国民生活センターの役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

理事長には内閣府独立行政法人評価委員会の実施する業務の評価結果を勘案し、AA評価からD評価までの5段階の支給基準により業績給が支給される。理事には理事長が当該理事の業務に関する貢献度を総合的に勘案して決定した支給基準により業績給が支給される。
(参考)理事長の業績給＝俸給の月額×188/100×支給基準
(AA:150/100、A:125/100、B:100/100、C:75/100、D:0/100)

② 役員報酬基準の改定内容

理事長

- ・職責手当の支給割合を11.5/100から13/100に改めた(H21.4改正)。注:職責手当とは、事業を包括的に管理監督する役員としての職責に基づき支給されているものである。
- ・特別手当の支給割合を200/100から182/100に改めた。なお、年末特別手当で平成21年12月の給与改定に伴う減額調整(△0.24%)を実施した。
- ・業績給の支給割合を200/100から188/100に改めた。
- ・俸給月額を944,000円から941,100円に改めた(H21.12改正)。

理事

- ・職責手当の支給割合を11.5/100から13/100に改めた(H21.4改正)。
- ・特別手当の支給割合を200/100から182/100に改めた。なお、年末特別手当で平成21年12月の給与改定に伴う減額調整(△0.24%)を実施した。
- ・業績給の支給割合を200/100から188/100に改めた。
- ・俸給月額を781,000円から778,600円に改めた(H21.12改正)。

監事
(非常勤)

- ・非常勤役員手当を月額113,000円から112,700円に、理事長の指名する者については462,000円から460,600円に改めた。また、平成18年3月31日から引き続き在職する監事の非常勤役員手当の現給保障額について99.68/100を乗じた額に改めた(H21.12改正)。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
理事長	千円 17,730	千円 12,787	千円 2,725	千円 2,218 (業績給)		3月31日	*
A理事	千円 2,701	千円 2,639	千円 0	千円 62 (通勤手当)	1月1日		
B理事	千円 14,777	千円 10,579	千円 2,255	千円 108 (通勤手当) 1,835 (業績給)			
C理事	千円 5,727	千円 5,284	千円 359	千円 84 (通勤手当)	10月1日		※
D理事	千円 8,285	千円 5,295	千円 1,066	千円 89 (通勤手当) 1,835 (業績給)		9月30日	※
E理事	千円 12,107	千円 7,940	千円 2,255	千円 77 (通勤手当) 1,835 (業績給)		12月31日	*
A監事 (非常勤)	千円 2,766	千円 2,766	千円 0	千円 0	10月1日		※
B監事 (非常勤)	千円 1,462	千円 1,462	千円 0	千円 0			※
C監事 (非常勤)	千円 2,772	千円 2,772	千円 0	千円 0		9月30日	※

注1: 業績給とは、内閣府独立行政法人評価委員会の評価の区分等に基づき、5段階の支給基準により支給されているものである。

注2: 「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
理事長	千円	年 月			該当者なし	
D理事	千円 2,343	年 月 2 0	平成21年9月30日	1.0	内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果による当該役員の業績勘案率は1.0であった。	※
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注: 「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

行政改革の重要方針(H17.12.24閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

人事院勧告の趣旨を最大限反映させる。
今後も国家公務員の給与構造改革に準じた給与体系の見直しを進める。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

業績評価制度(職員毎に業務目標を設定し、達成度に応じて評価)を全職員に適用し、業績手当及び特別手当の額に反映させるほか、管理職員に対して勤務評定を実施し、昇給時の号俸数に反映させる。

注:業績手当とは、業績評価制度における目標の達成度に応じて俸給及び職務(管理職)手当の月額に7/100～3/100の割合を乗じて得た額を支給するものである。

また、業績手当の支給割合は特別手当等の計算基礎額にも反映することとしている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	勤務成績及び業績評価制度に応じて支給額を変動させる
俸給	1ヵ年良好な成績で勤務した者を昇給させる 管理職員は国家公務員に準じた勤務評定制度に基づき昇給号俸を決定する
業績手当	業績評価制度により支給額を変動させる

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

- ・ 特別手当の支給割合を管理職0.35、一般職0.41引き下げた。なお、年末特別手当で平成21年12月の給与改定に伴う減額調整(管理職△0.31%、一般職△0.21%)を実施した。
- ・ 職員俸給表を平均0.2%(管理職0.3%、一般職0.2%)引き下げた(H21.12改正)。
- ・ 平成18年度における俸給の切替に伴う現給保障額を平均0.24%引き下げた(H21.12改正)。
- ・ 平成19年度における職務手当改正に伴う経過措置基準額を管理職0.3%、一般職0.2%引き下げた(H21.12改正)。
- ・ 自宅に係る住宅手当(月額2,500円)を廃止した(H21.12改正)。

2 職員給与の支給状況

①職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	92	42.4	7,452	5,509	160	1,943
事務・技術	92	42.4	7,452	5,509	160	1,943

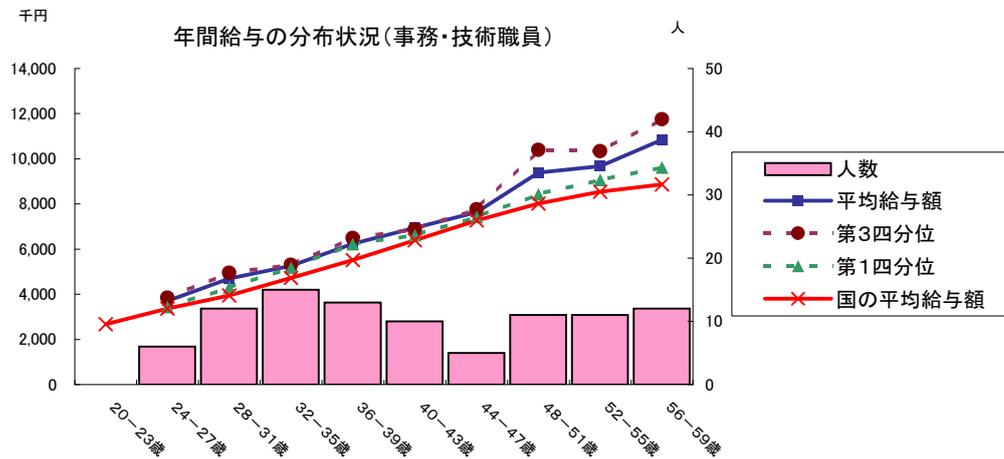
注1:常勤職員の区分中、研究職種、医療職種及び教育職種の職種は、該当者がいないので省略した。

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
任期付職員	3	36.2	5,258	3,944	198	1,314
事務・技術	3	36.2	5,258	3,944	198	1,314

注2:在外職員、再任用職員、非常勤職員の区分は、該当者がいないので省略した。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(任期付職員を含む。以下、⑤まで同じ。)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
本部部長	7	58.1	11,159	11,530	11,810
本部課長	14	52.3	9,516	10,105	10,720
本部課長補佐	20	50.8	7,803	8,582	9,159
本部係長	28	38.2	5,290	6,164	6,619
本部主任	20	31.7	4,571	4,870	5,053
本部係員	6	25.8	3,431	3,701	3,853

注:表中「本部係長」とは、主査の職員をいい、「本部主任」とは、主事の職員をいう。

③職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員)

○常勤職員

区分	計	1級	2級A	2級B	3級	4級	5級
標準的な職位		部長	課長	課長補佐	主査	主事	係員
人員 (割合)	92 人	7 (7.6%) 人	14 (15.2%) 人	20 (21.7%) 人	28 (30.4%) 人	17 (18.5%) 人	6 (6.5%) 人
年齢(最高 ～最低)		59 ～ 54 歳	57 ～ 47 歳	59 ～ 42 歳	43 ～ 33 歳	33 ～ 28 歳	27 ～ 24 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		8,586 ～ 7,848 千円	8,031 ～ 6,044 千円	7,269 ～ 5,171 千円	5,084 ～ 3,797 千円	3,933 ～ 3,169 千円	3,169 ～ 2,549 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		12,075 ～ 10,741 千円	11,011 ～ 8,178 千円	9,845 ～ 7,041 千円	6,907 ～ 5,166 千円	5,345 ～ 4,263 千円	4,267 ～ 3,431 千円

○任期付職員

区分	計	1級	2級A	2級B	3級	4級	5級
標準的な職位		部長	課長	課長補佐	主査	主事	係員
人員 (割合)	3 人	— 人	— 人	— 人	— 人	3 (100.0%) 人	— 人
年齢(最高 ～最低)						38 ～ 33 歳	
所定内給 与年額(最高 ～最低)						4,362 ～ 3,358 千円	
年間給与 額(最高～ 最低)						5,821 ～ 4,571 千円	

④賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	85	85	85
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	15	15	15
	最高～最低	15～15	15～15	15～15
一般 職員	一律支給分(期末相当)	85	85	85
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	15	15	15
	最高～最低	15～15	15～15	15～15

⑤職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

114.6

対他法人(事務・技術職員)

107.7

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

比較対象職員の状況

常勤職員(事務・技術)92人及び任期付職員(事務・技術)3人 計95人
95人の平均年齢42.2歳、平均年間給与額7,382千円

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 114.6	
	参考	地域勘案 106.8
		学歴勘案 110.2
		地域・学歴勘案 103.1
給与水準に係る 総点検の視点	支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合(平成21年度)	25.5%
	管理職員の割合(平成21年度比較指標対象者に占める割合)	22.1%
	大卒以上の職員の割合(同上)	93.7%
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由	<p>当センターでは、相談、調査及び商品テスト等の業務を行っているが、これらの業務を実施するためには、高度で専門的な知識が要求されており、専門職としての色彩が強い大卒以上の学歴を有する職員を採用してきた。このため、国家公務員(行政職(一))の大卒者50.0%に対して、当センターは93.7%(このうち大学院修了者は、22.1%)と大卒以上の割合が高く、対国家公務員指数は114.6となる。これまで優秀な人材を確保するために国家公務員より高めの給与水準を設定してきたところである。</p> <p>また、当センターは、平成15年9月まで東京事務所を本部として、相模原市に設置した商品テスト・研修施設の職員を含め一括して本部で職員を採用してきた。その後、平成15年10月に本部を相模原市に移転したが、東京都港区及び神奈川県相模原市の両事務所で行う事業には一体関係が認められることから、同一の給与体系を適用している。集計対象となる職員では、東京事務所に59人(62.1%)、相模原事務所に36人(37.9%)がそれぞれ在勤しており、地域手当の支給率が高い都市部に職員が多いことも指数を高める一因となっている。なお、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は、103.1となる。</p> <p>さらに、国家公務員の管理職割合(行政職(一)6級以上)は14.3%に対し、当センターの管理職員は21人(22.1%)となっており、給与水準を高める要因のひとつとなっている。しかし、国民生活センターは消費者基本法の中で中核機関として役割を果たすことが明記されており、消費者問題の複雑かつ多様な業務実態に応じて8部局4課4室1館に必要最小限の管理職員を配置しているところである。</p>	
給与水準の適切性の 検証	<p>【国からの財政支出について】</p> <p>支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 95.7% (国からの財政支出額 3,202百万円、支出予算の総額 3,345百万円:平成21年度予算)</p>	
	<p>【検証結果】</p> <p>支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合の大きさ等に鑑みて、引き続き社会一般の情勢に適合した水準となるように努める。</p>	
	<p>【累積欠損額について】</p> <p>累積欠損額 0円(平成21年度決算)</p>	
講ずる措置	<p>総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、5年で5%以上削減する計画の着実な実施を行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを実施する。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえた人件費改革を継続する。</p> <p>具体的な改善策として、</p> <p>①職員給与の昇給幅の抑制 ②管理職手当の縮減(手当を定額化し、国家公務員より低く設定)</p> <p>等の措置を講ずる。</p> <p>なお、当センターでは平成22年度の対国家公務員指数115程度、地域・学歴を勘案した指数103程度まで引き下げることを目標水準として毎年度対策を講じてきたところであるが、21年度において概ね目標水準に達した。引き続き対策を講じていくこととする。</p>	

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成20年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	973,993	1,007,487	△ 33,494	△ 3.3	△ 33,494	△ 3.3
退職手当支給額 (B)	150,757	181,227	△ 30,470	△ 16.8	△ 30,470	△ 16.8
非常勤役員等給与 (C)	240,228	129,861	110,367	85.0	110,367	85.0
福利厚生費 (D)	154,811	146,136	8,675	5.9	8,675	5.9
最広義人件費 (A+B+C+D)	1,519,789	1,464,711	55,078	3.8	55,078	3.8

注:「非常勤役員等給与」欄には、派遣社員にかかる外部委託費を含む。したがって、「平成21年度事業年度財務諸表」の附属明細書(「役員及び職員の給与の明細」)に記載されている額とは一致しない。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

「給与、報酬等支給総額」は対前年度△3.3%となった。これは、特別手当の支給割合を引き下げたこと、職務手当の支給対象となる管理職・補佐職が20年度に比べて減員(20年度期末と比べて4人減)となったこと及び職員俸給表の減額改定等による。

「非常勤役員等給与」は20年度に比べて110,367千円増(対前年度85.0%増)となった。これは、非常勤職員給与及び派遣職員にかかる外部委託費が増加したことによる。非常勤職員給与については、消費生活相談員(非常勤職員)の待遇改善として賃金単価を引き上げたこと、並びに21年度より新たに開始した土日相談業務及び裁判外紛争解決手続に係る業務の実施により非常勤職員を増員したことによる。また、派遣職員にかかる外部委託費については、「消費生活相談専門家による巡回訪問事業」の本格稼働に伴い新規に派遣契約を締結したことやPIO-NETシステム刷新等に伴い増員したことによる。

「最広義人件費」は20年度増減率1.8%に対して、21年度は3.8%と前年度に対して2ポイント増となった。これは「給与、報酬等支給総額」及び「退職手当支給額」が減額となった一方、上記のとおり20年度補正予算による地方消費者行政支援等の各事業を21年度より本格実施したこと等により「非常勤役員等給与」が大幅に増大したことによる(20年度において、地方消費者行政支援等の事業のため補正予算(約90億円)が計上され、21年度以降3年程度の間集中的に実施することとされた)。

②行政改革推進法(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況について

1)主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

「行政改革推進法」(平成18年法律47号)等に基づき、人件費の削減について引き続き着実に実施するとともに、「経済財政改革と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するものとする。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

2)センターが中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

総人件費については、「行政改革推進法」(平成18年法律第47号)等に基づき、平成22年度の役員に係る人件費の総額を平成17年度に比べて5%以上削減する。ただし、退職手当、福利厚生費及び平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分並びに「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い(平成20年6月9日付)」に基づき、当法人が人件費の5%以上の削減を達成した機構の職員を採用した際の当該職員に係る人件費については、削減対象額から除く。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを実施する。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

3)総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	1,053,292	1,019,254	1,004,862	1,007,487	953,483
人件費削減率 (%)		△ 3.2	△ 4.6	△ 4.3	△ 9.5
人件費削減率(補正值) (%)		△ 3.2	△ 5.3	△ 5.0	△ 7.8

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。

注2:「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い(平成20年6月9日付)」に基づき、人件費の5%以上の削減を達成した機構の職員を平成21年度に当法人が採用したことにより、当該職員に係る人件費は当法人の人件費削減措置の対象外となるため、Ⅲ表の「当年度(平成21年度)」の「給与・報酬等支給総額」と金額が異なっている。

IV 法人が必要と認める事項 特になし。